

平成27年度
既存建築物省エネ化推進事業

募集要領
【Ver. 3】

平成27年6月

募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を4. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

目次

1	事業の趣旨	1
2	事業内容	1
2.1	対象事業	1
2.1.1	対象事業の種類	1
2.1.2	対象事業の要件	1
2.2	対象事業者	4
2.2.1	補助を受ける者	4
2.2.2	提案者	4
2.3	補助額	4
2.3.1	省エネルギー改修に係る補助額	4
(1)	建設工事等に係る補助額	4
(2)	エネルギー使用量の計測等に係る補助額	6
(3)	省エネルギー性能の表示に係る補助額	6
(4)	附帯事務費	6
(5)	補助限度額	6
(6)	その他	7
2.3.2	バリアフリー改修工事に係る補助額	7
(1)	バリアフリー改修工事に係る補助額	7
(2)	附帯事務費	8
(3)	補助限度額	8
(4)	その他	8
2.4	複数年度にまたがる改修事業に対する補助	8
3	事業の実施方法	9
3.1	提案公募	9
3.1.1	公募	9
3.1.2	審査結果	10
3.2	補助金交付	10
3.2.1	交付申請	10
3.2.2	交付決定	10
3.2.3	補助事業の計画変更について	11
3.2.4	実績報告及び額の確定について	11
3.3	事業中及び事業完了後の留意点	11
3.3.1	取得財産の管理等について	11
3.3.2	建築物の建て替えについて	12
3.3.3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	12
3.3.4	実績の報告	12

3. 3. 5	事業成果等の公表	13
3. 3. 6	個人情報の利用目的	13
3. 3. 7	その他	13
4	応募方法	14
4. 1	公募・事業登録期間	14
4. 2	問い合わせ先・資料の配付	14
4. 3	提出方法	14
4. 3. 1	事業登録	14
4. 3. 2	応募書類の提出	16
4. 4	提出書類	16
提案申請書 様式		
	非住宅の提案申請書 様式	26

1. 事業の趣旨

本事業は、建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。

なお、応募多数の場合、優先順位を付けて採択を決定します。

2. 事業内容

2. 1 対象事業

下記の要件に適合する既存建築物に係る省エネ化推進事業

2. 1. 1 対象事業の種類

既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物（以下「非住宅」という）の改修

※構造躯体（外皮）、建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するものを対象とします。

※省エネルギー改修工事には、エネルギー使用量の計測・管理及び省エネルギー性能の表示に係る工事等を含みます。

※工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建築物の改修、後付の家電等の交換は対象外とします。

2. 1. 2 対象事業の要件

応募にあたっては、下記の①～⑦の要件を全て満足する必要があります。

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること（※1、※2、※3）。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと（※4、※5）。
- ④ 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること（※6）。
- ⑤ エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること（※7）。
- ⑥ 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること。（ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）
- ⑦ 平成27年度中に着手するものであること（※8）。

※1 改修工事を伴わず、エネルギー使用量の計測等のみを行う事業は対象外です。

※2 15%以上の省エネ効果の評価においては、エネルギー管理等によって設備の運用を改善すること等の効果は含みません。

※3 太陽光発電設備は、補助の対象となりません。また、導入に伴う発電量を省エネ効果に加えることはできません。

※4 一定の省エネルギー性能に関する基準とは、平成25年改正の省エネルギー基準※に

おける当該建築物全体の一次エネルギー消費量に関する基準値の1.1倍以下とします。ただし、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく省エネルギー措置の届出においては、省エネルギー基準への適合が求められることに留意してください。

※ 省エネルギー基準は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項の規定に基づき定められた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の判断（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号、平成26年4月1日施行）をいいます。改正の内容を盛り込んだ省エネルギー基準に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 改正省エネルギー法関連情報（住宅・建築物関係）」

（ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html ）

「一般社団法人日本サステナブル建築協会 住宅・建築物 省エネルギー基準等 算定・届出の総合サポート」

（ <http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/> ）

※5 採択されたプロジェクトは、当該建築物が改修後に所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、評価結果を、3.2.1に記載の交付申請時に提出していただきます。交付申請時に提出された第三者評価の評価結果が、所定の省エネルギー性能を満足していない場合、交付決定を受けることができませんのでご注意ください。第三者評価は、BELS[※]による評価結果またはこれと同等のものを提出いただくこととします。なお、BELSを活用する場合、一次エネルギー消費量の計算方法は、①標準入力法、②主要室入力法、③モデル建物法、④既存建築物評価法、⑤BEST、⑥平成11年基準からの読み替え法のいずれも可とします。

※ 「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が制定した「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のためのガイドライン」を踏まえて創設された、非住宅建築物の省エネルギー性能に特化した第三者評価に基づくラベリング制度です。詳細は下記のホームページを参照してください。

「国土交通省 非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン」

（ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000052.html ）

「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度」

（ <https://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/bels.html> ）

※6 改修工事の完了後に、第三者評価を受けた省エネルギー性能を表示していただきます。表示方法は、当該建築物にプレート等を設置することなどとなります。また、3.2.4に記載の実績報告において、省エネルギー性能を表示している様子が分かる書類を提出していただきます。

- ※7 エネルギー使用量の計測は、建物全体におけるエネルギー使用量の管理等に貢献する取組みのために、省エネルギー改修を実施した設備の導入効果や設備毎のエネルギー使用量等について、提案者が提案する方法に基づき、計測を行うものを対象とします。
- 例1：改修した設備のエネルギー使用量を計測し、設備単体の運用状況の把握や建物全体のエネルギー使用量に対する割合等を把握するもの
- 例2：設備毎のエネルギー使用量を計測し、設備毎の運用状況の把握や建物全体のエネルギー使用量の内訳等を把握するもの
- 例3：エネルギー使用量を見える化するシステムの活用等によって、設備や運用の改善に取り組むもの
- 例4：建物全体のエネルギー使用量について、月別の傾向や対前年との比較、エネルギー消費原単位*等による管理を行うもの
- ※ エネルギー使用量を、建物床面積等で除したものでエネルギー使用量の管理の指標となるもの
- ※8 所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を申請した時点、または省エネルギー改修工事、計測機器の設置工事及びバリアフリー改修工事のいずれかの着工をもって着手とみなします。

2. 2 対象事業者

2. 2. 1 補助を受ける者

本補助金の交付を受けて省エネ化事業を行う建築主等

(E S C O事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等を含む)

2. 2. 2 提案者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。また、本事業の提案内容について確認等を行う場合がありますので、補助を受ける者以外の者が、事務代行者として応募することも可能です。この場合、必ず、建築主等の補助を受ける者との連名で応募してください。

※同一建物で非住宅における省エネ改修工事は一つの提案として応募してください。なお、同一建物について、複数の応募があった場合は全ての応募が無効になりますので、ご注意ください。

※補助対象となる建物は確定していることが必要です。

※環境未来都市に立地するプロジェクトについては、評価において考慮しますので、当該都市の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書「様式3-1」において説明してください。

「環境未来都市計画」:

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/plan.html>)

2. 3 補助額

2. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額

省エネ改修に係る補助額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額、(3)に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額及び(4)に掲げる附帯事務費の合計です。

(1) 建設工事等に係る補助額

① 補助額

建設工事等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。(ただし、開口部の日射調整フィルム(※1)の工事に係る補助金の額は、当該費用の6分の1以内の額とします(日射調整フィルムの工事費のうち、2分の1の額を補助対象とし、この補助対象費用に対し、3分の1以内の額を補助します。))

1) 工事費

躯体(外皮)の省エネ改修工事に要する費用、設備の附帯工事費。

2) 設備費

原則として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備の設備費。

② 補助対象とならないもの

次の建設工事等は、補助対象となりません。

- ・ 冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等
- ・ 壁掛け式熱交換型換気設備
- ・ 浴室・衛生関連設備のうち、ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッドの交換、温水暖房便座、食器洗浄機等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち、電球の交換など工事を伴わない器具の交換
- ・ 外灯、看板など屋外に設置する照明設備
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの
- ・ 原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）
- ・ 太陽光発電設備
- ・ 蓄電池

(※1) 躯体（外皮）の省エネ改修としては、屋根・外壁等（断熱）、開口部（複層ガラス、二重サッシ等）、日射遮蔽（庇、ルーバー等）等の構造躯体（外皮）の改修を伴うものを想定しています。ただし、今回の募集では、下記1)～6)のすべてを満足する日射調整フィルムについては、躯体（外皮）の省エネ改修として、補助対象とします。

- 1) JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）で規定される日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の性能を満足することが、第三者の客観的な評価によって示されているものであること^{注1)}
- 2) 改修前と改修後の冷房負荷及び暖房負荷について、低減量及び増加量がシミュレーション計算等により確認されており、改修後の熱負荷が低減されていること
- 3) フィルムの施工箇所について、メーカー等の熱割れ計算によって、熱割れの可能性が低いことが確認されていること
- 4) 一定期間の経過後に貼り替えの必要が生じる可能性があること、金属を使用しているフィルムについては電波障害を伴う可能性があるなど、日射調整フィルムの特性が建築主等に明示され、了解されていること
- 5) 「建築フィルム1・2級技能士^{注2)}」の技術資格を有するもの若しくはこれと同等と認められる技能を有するものによる施工であること
- 6) 国内での施工実績を有するものであること

なお、上記5)については、応募時点で施工者が未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に5)を満足することを確認し、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意ください。

注1) 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率、耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）によるものとする。

注2) ガラス用フィルム施工に関する技能検定（指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会）における建築フィルム作業の合格者とする。

(2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額

① 補助額

エネルギー使用量の計測等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、建設工事等に係る事業費の10%以内を限度とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。なお、複数棟をまとめて提案する場合は、建物毎に補助金の額を算定してください。

1) 工事費（機器設置費等）

- ・ 計測機器等の設置に係る費用

2) 設備費（計測機器費）

- ・ センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等

② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・ エネルギー計測・管理の運用にかかる費用（電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）

(3) 省エネルギー性能の表示に係る補助額

① 補助額

補助額は、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受ける申請費用(※)及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）の合計の3分の1以内の額とします（ただし、採択後に発生する費用に限る）。

(※)BELS以外の第三者評価を受ける場合は、BELS評価で同様の評価手法を用いた場合の申請費用を上限とします。

② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・ 採択前に省エネルギー性能の第三者評価を受ける申請費用
- ・ 第三者評価を受けるための申請書作成（代行等）費用

(4) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、別表3.1に掲げる附帯事務費として上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額（国費）、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）と(3)に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額（国費）の合計額の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表3.2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(5) 補助限度額

上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額（国費）、(2)にエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）、(3)に掲げる省エネルギー性能の表示に係る補助額（国費）及び(4)

に掲げる附帯事務費の合計額について、1事業あたり5,000万円を補助限度額とします。うち、(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)及び(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)の合計額において、設備に要する費用は2,500万円を補助限度額とします。

また、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、1事業あたり建設工事等に係る事業費の10%以内を限度とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。

(6) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

2. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1の省エネ改修工事に係る補助額に加え、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費を加算することができます。省エネ改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみ実施する提案は認められません。

(1) バリアフリー改修工事に係る補助額

バリアフリー改修工事に係る補助額は、別表2のI)～VIII)のいずれかの箇所のバリアフリー改修(バリアフリー化のための新設を含む。)に係る工事費の合計の3分の1以内の額とします。ただし、バリアフリー改修工事に係る補助額は、省エネ改修工事に係る補助額以下とします。

別表2 補助対象となるバリアフリー改修工事

改修箇所	工事内容
I) 出入口	※別表4の仕様を満たす改修工事
II) 廊下等	
III) 階段	
IV) 傾斜路(スロープ)	
V) エレベーター(VI)を除く。)及びその乗降ロビー	
VI) 特殊な構造または使用形態のエレベーター	
VII) 特殊な構造または使用形態のエスカレーター	
VIII) 便所	

(2) 附帯事務費

省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、本補助事業の遂行に必要なとなる経費の実績に基づいて、別表3. 1に掲げる附帯事務費として上記(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額の合計額の2. 2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

別表3. 2に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

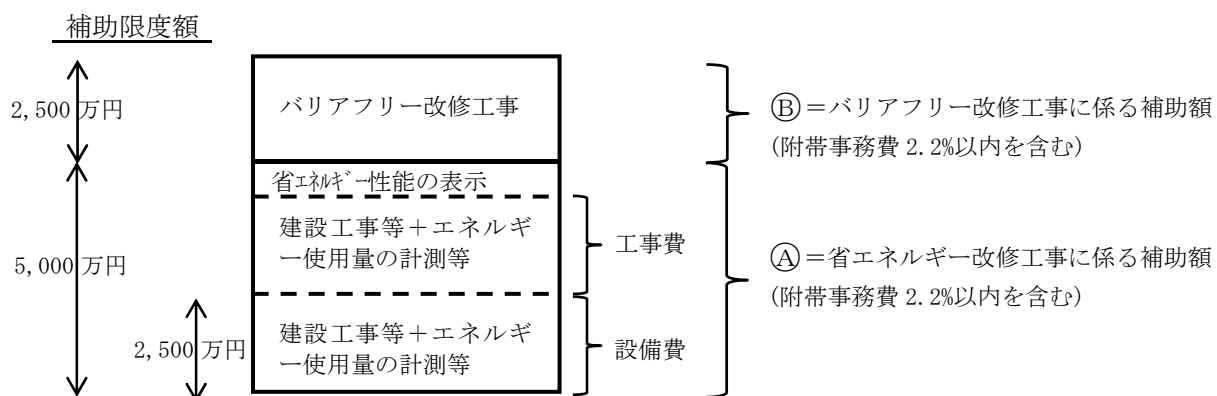
省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、2. 3. 1省エネ改修工事に係る補助額に、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費の合計で1事業あたり2, 500万円を補助限度額として加算できます。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

(参考) 補助限度額のイメージ



※ Ⓐ ≧ Ⓑ となること。

※ エネルギー使用量の計測等に係る補助額は、建設工事等に係る事業費の10%以内を限度。ただし、100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。

2. 4 複数年度にまたがる改修事業に対する補助

複数年度にまたがる事業については、平成29年2月末までに当該事業を完了するものを対象とします。

3. 事業の実施方法

当該事業は、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、学識経験者等による評価委員会の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

3. 1 提案公募

3. 1. 1 公募

4. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に本事業のホームページにて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出いただく書類は次のとおりです。

※ 応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(1) 省エネ改修の内容

提案する躯体（外皮）改修、設備改修等について、改修内容を簡潔に記載してください。

(2) 省エネ改修の範囲

躯体（外皮）改修について、項目別に改修範囲を明示し、項目別の改修割合等を記載してください。また、設備改修について、改修範囲を明示し、設備別の改修割合等を記載してください。

(3) 省エネ改修の省エネ効果

提案する省エネ改修の省エネ効果について、算定根拠を、前提条件や計算式等を含めて記載してください。

(4) エネルギー使用量の計測・管理の内容

提案するエネルギー使用量の計測、エネルギー管理の内容について、目的、計測範囲や計測方法などを記載してください。

(5) バリアフリー改修工事の内容

バリアフリー改修内容について、簡潔に記載してください。

(6) 補助対象となる部分の経費の内訳

対象となる省エネルギー改修工事（計測機器の設置工事を含む）、バリアフリー改修工事についての積算根拠を含めて、事業費の内訳を記載してください。

3. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※補助対象となる事業については、採択通知日以降に所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受けるための申請、及び採択通知日以降に実施した省エネルギー改修工事（エネルギー使用量の計測等含む）に係るもの、バリアフリー改修工事に係るものに限ります。

※応募多数の場合、補助対象額を精査することがあります。

※応募多数の場合、以下の調整をすることがあります。

- ・ 躯体改修の割合が高いもの、より早く省エネ効果が発現されるもの、設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高い等、省エネ改修として総合性が高いものを優先
- ・ なお、優先順位をつける際、同一の申請者（グループを含む）、同一の補助を受ける者からの複数の応募案件については、応募状況によって採択事業数や補助金交付額の調整を行うことがあります。また、完了時期を考慮します。

3. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 2. 1 交付申請

交付申請は別に定めた期間に行ってください。交付申請が実施されない場合は補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書、建築士等による確認書類^{*}等、必要な書類を提出いただき、その内容を確認すると共に、補助対象工事（省エネルギー改修工事及びバリアフリー改修工事）及び補助額についても精査を行います。

また、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、評価結果を添付する必要があります。なお、評価結果が所定の省エネルギー性能に関する基準を満足していない場合は、交付決定を受けることができませんのでご注意ください。

※採択後の手続きにおいて、建築士(※)による確認が必要であり、建築士(※)は確認内容について責任を持つものとし、その旨を証明する書類を提出する必要があります。なお、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行う場合があることをご留意ください。

(※)建築士資格の保有がない場合は、施工業者でも可とする。

3. 2. 2 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果につ

いては、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規定及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 2. 3 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①または②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容または補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、または廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金を返還いただくことがありますのでご注意ください。

3. 2. 4 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

「補助事業完了実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

※工事完了後に補助対象となっている省エネルギー改修工事、エネルギー使用量等の計測機器の設置、バリアフリー改修工事が適切に実施されたことが確認できるような施工前、施工後の写真、及び所定の省エネルギー性能であることに関する第三者評価による評価結果またはこれと同等のものを表示している様子が分かる書類（写真等）の提出を求めますので、ご注意ください。

3. 3 事業中及び事業完了後の留意点

3. 3. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した

価格が単価50万円以上のものについては、5年以内に大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部または一部を納付させることがあります。

3. 3. 2 建築物の建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

- ①耐震改修促進法に定められているもの（不特定多数の者が利用する大規模建築物、避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物）については、定められている期間（平成27年12月末）までに、耐震診断を行うことを必須とする。
- ②本補助を受け改修を行なった建築物を償却期間内に建て替える等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還があり得ることに留意し、補助の申請時においては、建て替えの可能性を十分考慮すること。

3. 3. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 3. 4 実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則2年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものの提出に協力していただきます。当該データを元に分析等を行い、その結果を公開することがあります。

また、省エネ改修等の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

※ 改修前のエネルギー消費量は、「平成22年1月～改修工事着工」までの間の連続した1年間について、建物全体の月別エネルギー使用量を報告していただきます。

※ 改修後のエネルギー使用量については、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から2年間の期間について、計測内容に応じ、対象設備等の月別のエネルギー使用量を報告していただきます。

（例 平成27年11月に工事が完了した場合：平成27年12月～平成28年3月及び平成28年4月～平成30年3月までのエネルギー使用量を報告）

※ その他の特記すべき取組みを本事業の一環として行う場合、取組み状況等について報告していただくことがあります。

3. 3. 5 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネ改修の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

3. 3. 6 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3. 3. 7 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け国住生第 87 号）
- 十 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

4. 1 公募・事業登録期間

平成27年6月26日(金)～平成27年7月30日(木) 消印有効

4. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール(またはファックス)でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、質問者に回答させていただきます。

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。

募集要領は、下記の箇所でも配付します(郵送依頼は不可)。また下記のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

FAX : 03-3222-7722

メールアドレス : kaishu@hyoka-jimu.jp

ホームページ : <http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

(電話番号 : 03-3222-8055)

4. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

4. 3. 1 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容 : 事業名、提案者、事務連絡先、事業の実施場所、省エネ改修等事業の概要など

(2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。4. 4に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類を提出してください。
- ② 事業登録では、省エネ改修等の事業内容についても登録していただきますので、省エネ改修等の事業内容が未確定の段階では登録できません。また、同一建物について、複数の事業登録は受け付けません。
- ③ 事業登録の受付後に、電子メールで応募番号を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付していただき

ます。

- ④ 事業登録には、応募番号を通知するために、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、応募番号の通知のほか、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。

※電子メールアドレスがない場合などは、4. 2に記載の問い合わせ先までご相談ください。

<事業登録の内容>

1. 提案者及び事務連絡先

事業名					
提案者名	建築主				(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	リース事業者				(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	ESCO事業者				(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
	その他				(代表提案者 <input type="checkbox"/>)
代表提案者	所属	法人名		フリガナ	
		部署		役職	
	代表者	氏名		フリガナ	
事務連絡先	区分 (選択)	<input type="checkbox"/> 提案者 <input type="checkbox"/> 事務代行者			
	所属	法人名		フリガナ	
		部署		役職	
	担当者	氏名		フリガナ	
	住所	郵便番号			
		住所			
連絡先	E-mail				
	電話番号				
	FAX番号				

2. 応募する省エネ改修工事の概要

(1) 補助事業の実施場所

建物名			
所在地			
建築概要	延床面積: m ²	階数: 地上 階 / 地下 階	
建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他 ()		

(2) 省エネ改修の概要 (その他の場合は工事内容を記載すること)

躯体改修	<input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁 <input type="checkbox"/> 日射遮蔽 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 給湯設備 <input type="checkbox"/> 昇降設備 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()		

3. 上記のほか、まとめて提案する予定の建物の有無

複数棟の提案の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (上記2を含めた合計建物数 非住宅棟)
-----------	--

4. 3. 2 応募書類の提出

郵送（※）のみ受付いたします。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法で申し込みをしてください。

郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「既存建築物省エネ化推進事業 応募書類在中」の旨を記載してください。（公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。）

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日（配送事業者の受付日等）が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

4. 4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

(1) 提出部数

3部（正1部、正のコピー2部）

(2) 提出書類

1棟の建築物の提案を応募する場合と、複数棟の建築物をまとめて提案する場合で、一部様式が異なりますので、該当する様式を使用してください。

※ 注意事項

- 1) 「様式2-1」に、事業登録時の確認画面を添付してください。
- 2) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑩までをA4サイズ片面印刷にまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めまたはクリップ留めしてください。（ファイル等に綴じる必要はありません）
- 3) 次頁に示す提出書類一覧表のうち、⑪及び⑫は、提案申請書とは別に添付してください。
- 4) 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第1位まで記入してください。
- 5) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要に応じて添付)		提出部数	備考
	1棟	複数棟		
①提案申請書	◎	◎	3部(正1部、 正のコピー2部) ※A4サイズ として1部ず つホチキス留 めのこと	様式1
②フェイスシート	◎	◎		様式2-1
③補助事業の実施体制	○	○		様式2-2
④補助事業の実施場所の概要	—	◎		様式2-3
⑤提案事業の概要(省エネ改修 工事及びエネルギー計測・管理 等)	◎	◎		様式3-1
⑥改修割合の算定シート	◎	◎		様式3-2
⑦省エネ効果の計算シート	◎	◎ (建物ごとに どちらかの様 式を使用)		様式3-3
⑧省エネ効果の計算シート <簡易計算用>	(どちらかの 様式を使用)	(建物ごとに どちらかの様 式を使用)		様式3-4
⑨省エネ効果等の計算根拠	◎	◎		様式3-5
⑩エネルギー計測・管理の内容	◎	◎		様式3-6
⑪事業計画及び補助申請額	◎	◎ (複数棟用)		様式4-1
⑫事業費の内訳(建設工事等に 係る事業費、エネルギー使用量 の計測等に係る事業費)	◎	◎ (複数棟用)		様式4-2, 4-3
⑬バリアフリー改修工事の概 要及び事業費の内訳	○	○ (複数棟用)		様式4-4 (バリアフリー 改修工事を実 施する場合)
⑭日射調整フィルムに関する 添付資料	○	○		別添様式1 (日射調整フィルム による改修を 提案する場合)
⑮所定の省エネルギー性能に 関する基準を満たすこと及 びその表示を確約する念書	○	○		別添様式2
⑯応募書類のチェック表	◎	◎	別添様式3	
⑰改修対象範囲等を明示した 図面類	◎	◎	各3部(正1 部、正のコピ ー2部)	別添資料1 (書式自由)
⑱エネルギー使用量の計測範 囲・方法を明示した図面類	◎	◎		別添資料2 (書式自由)

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書（様式1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・バリアフリー改修工事の実施の有無を記入してください。
- ・代表提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を捺印し、個人の場合は個人名と実印を捺印してください。また、事務代行者がいる場合には明記してください。

②フェイスシート（様式2-1）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時の内容確認画面を印刷し、実線の枠内に添付してください。

③補助事業の実施体制（様式2-2）

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記載してください。
（作業協力者がいない場合は、提出の必要はありません。）
- ・省エネルギー改修工事、エネルギー計測・管理における各者の役割を明記してください。

④補助事業の実施場所の概要（様式2-3）

- ・複数の建築物をまとめて提案する場合に提出してください（1棟の建築物での提案の場合には提出の必要はありません）。
- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・必要事項を記載し、建物用途は、様式3-4の「別添資料 別表1」の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。

⑤提案事業の概要（省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理）（様式3-1）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・事業全体の概要には、省エネルギー改修工事、計測機器の設置工事の実施期間及び様式3-3以降で計算される省エネ率、様式4-1で計算される事業費合計及び補助申請額などを記載してください。
- ・省エネ改修のアピール点は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・エネルギー計測・管理の目的、アピール点は箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・省エネ改修内容は、建物ごとに、改修工事の範囲、改修する部位・設備の仕様、設備のシステムを図示してください（後述⑰参照）。
- ・また、省エネルギー改修の効果把握や、エネルギー管理等に貢献する取組みを目的に、改修設備等のエネルギー計測・管理を行う場合は、改修する部位や設備との関係がわかるように、計測範囲、計測対象設備等を図示してください（後述⑱参照）。

⑥改修割合の算定シート（様式3-2）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・躯体改修工事の改修割合の算定に用いる項目別面積は、別添資料1（後述⑰参照）として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・設備改修工事における改修割合の算定において、建物用途については、様式3-4の別添資料「記入上の留意点」を参照の上、同別添資料の別表1の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。また、改修前エネルギー消費割合については様式3-4に、設備別の改修割合については様式3-5に算定根拠を記載してください。
- ・躯体工事及び設備改修工事の改修割合、外皮面積に占める改修割合は、小数点第1位まで記入してください。

⑦省エネ効果の計算シート（様式3-3）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・改修工事内容別の省エネ効果は、提案する改修内容を選択し、必要事項を記載してください。

⑧省エネ効果の計算シート＜簡易計算用＞（様式3-4）

- ・個々の改修工事について、省エネ効果を計算することが困難な場合などは、様式3-4の簡易計算用シートにて、その効果を簡便に求めることとします。
- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・様式3-4の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、表中の計算式に従って省エネ効果を算定してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第1位まで記載してください。

⑨省エネ効果等の計算根拠（様式3-5）

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・計算根拠は、記入上の留意点をよく読んで、算定の前提となる数値、計算式等を具体的に記載してください。

- ・省エネ改修を実施する設備（改修前設備）の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備（改修後設備）の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として提示してください。なお、別添様式3の後に機器一覧表の記入例を例示していますので、参考に記載してください。
- ・省エネルギー量等は、一次エネルギー換算値として記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第1位まで記載してください。

⑩エネルギー計測・管理の内容（様式3-6）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載）
- ・エネルギー計測の概要は、具体的にエネルギー計測を実施する項目を選択してください。
- ・エネルギー計測の詳細は、エネルギー計測方法、管理方法、活用方法等について具体的な取り組みについて記載してください。

⑪事業計画及び補助申請額（様式4-1）

- ・原則、応募書類は1枚（複数棟の場合は2枚）にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る補助対象となる事業費は、建設工事等に係る事業費の10%以内を限度としてください。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円以下の場合、エネルギー使用量の計測等に係る事業費の額とすることも可能です。
- ・バリアフリー改修工事を実施しない場合は、「バリアフリー改修工事無し」、バリアフリー改修工事を実施する場合は、「バリアフリー改修工事を実施する場合」の様式に記入してください。
- ・バリアフリー改修工事に係る補助申請額は、省エネ改修等における補助額以下としてください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満切り捨てとしてください。特に、補助申請額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑫事業費の内訳（省エネ改修における建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費、省エネルギー性能の表示に係る事業費）（様式4-2、4-3）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・建設工事等に係る事業費は、様式3-3や様式3-4の分類に従って、適宜、工事項目を立てて、仕様、数量を明記してください。設備改修については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。

- ・エネルギー使用量の計測等に係る事業費は、適宜、仕様、数量を明記してください。計測機器については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・日射調整フィルムを採用する場合は、工事費を金額の欄に、その1/2の工事費を備考欄に記載してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑬バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳（様式4-4）

- ・バリアフリー改修を行う場合は、建物ごとに作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目/5棟」と記載)
- ・バリアフリー改修工事を実施する場所について、別添資料1として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑭日射調整フィルムに関する添付資料（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行う場合、建物ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

※応募にあたり、使用する日射調整フィルムが JIS で規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求められることがあります。また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料を提出いただくことがあります。

⑮所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書（別添様式2）

- ・改修後の建築物において、所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと、第三者評価による評価結果を表示することを確約する念書です。
- ・念書は、建物ごとに作成してください。
- ・留意点等を確認のうえ、建築主等の代表提案者の名称を記載し、代表印を捺印してください。

⑯応募書類のチェック表（別添様式3）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェ

ックを行うシートです。

- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

⑰改修対象範囲等を明示した図面類（別添資料1）

- ・躯体の改修割合の算定根拠として、立面4面及び平面図（屋根伏）に改修対象となる箇所を図示してください。
- ・バリアフリー改修工事を実施する場合は、平面図に工事場所を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。
 - 躯体の改修割合の算定根拠（改修範囲、面積等）
- ・なお、改修範囲等が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

⑱エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類（別添資料2）

- ・エネルギー計測方法を確認するため、必要に応じて単線結線図や設備系統図等に計測対象となる範囲や設備、計測箇所等を図示してください。
- ・提出図面には、下記を記入してください。
 - 計測範囲及び対象設備、計測点、データ記録方法等
- ・なお、エネルギー使用量の計測範囲・方法が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

別表 3. 1 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表 3. 2 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表4 バリアフリー改修の補助対象となる改修箇所と仕様（※1）

改修箇所	仕様
I) 出入口	次の1～2を満たすこと 1. 幅が80cm以上であること 2. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
II) 廊下等	次の1～4を満たすこと 1. 表面が滑りにくい仕上げであること 2. 階段または傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※2） 3. 幅が120cm以上であること 4. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
III) 階段	次の1～5を満たすこと 1. 手すりを設けていること（踊場を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 段が識別しやすいものであること 4. 段がつまずきにくいものであること 5. 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※3）
IV) 傾斜路（スロープ）	次の1～7を満たすこと 1. 手すりを設けていること（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上げであること 3. 前後の廊下等と識別しやすいものであること 4. 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※4） 5. 幅が120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であること 6. 勾配が1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であること 7. 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること
V) エレベーター（VI）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー	次の1～6を満たすこと 1. かご及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること 2. かごの奥行きが135cm以上であること 3. 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること 4. かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること 5. かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること 6. 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること
VI) 特殊な構造または使用形態のエレベーター	次の1～4を満たすこと 1. 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの）であること 2. かごの幅が70cm以上であること 3. かごの奥行きが120cm以上であること 4. 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合において、かごの幅及び奥行きが十分確保されたものであること

VII) 特殊な構造または使用形態のエスカレーター		次を満たすこと 1. 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること
VIII) 便所(※5)	車いす使用者用便房	次の1~2を満たすこと 1. 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること 2. 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されていること
	水洗器具を設けた便房	次を満たすこと 1. 水洗器具(オスメイト対応)を設けた便房であること
	男子用小便器	次を満たすこと 1. 置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る) その他これらに類する小便器が設けられていること

※1 本仕様は原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)における建築物移動等円滑化基準に基づいています。

※2 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分 上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」を除く。

※3 「自動車車庫に設ける場合」「段部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※4 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」「傾斜部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※5 いずれか1以上の改修の場合でも可とする。

注1) 仕様に掲げた項目のうち、すでに適合しているものについては、要件を満たしているものとして取扱うことが可能とする。この場合、補助対象は、現在仕様に適合していない項目について適合させる改修工事に係るものとする。

注2) バリアフリー改修工事にあたっては、高齢者、障害者等の移動円滑化のための連続性について十分考慮すること。

注3) 具体的設計にあたっては、優良な設計事例等を紹介している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を参考とすること。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」掲載ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>

非住宅の提案申請書 様式

申請日(記入日)	平成 27 年 月 日
----------	-------------

国土交通大臣 太田昭宏 殿

平成 27 年度 既存建築物省エネ化推進事業提案申請書

以下の内容により、既存建築物省エネ化推進事業の提案を申請します。

応募番号	15	-						※事業登録時に発行される 応募番号を記入のこと
------	----	---	--	--	--	--	--	----------------------------

事業名	
-----	--

種別	非住宅	提案建物数	棟
----	-----	-------	---

バリアフリー改修工事	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない
------------	-------------------------------	--------------------------------

代表提案者 (注1)(注2)	法人の場合	法人名	フリガナ	印	
		代表者名	部署名		役職名
			フリガナ		
	個人の場合	氏名	フリガナ	印	
	連絡先	電話番号又はメールアドレス			
属性 (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 共同提案者				

事務代行者 (注3)	法人名 または 氏名	フリガナ
---------------	------------------	------

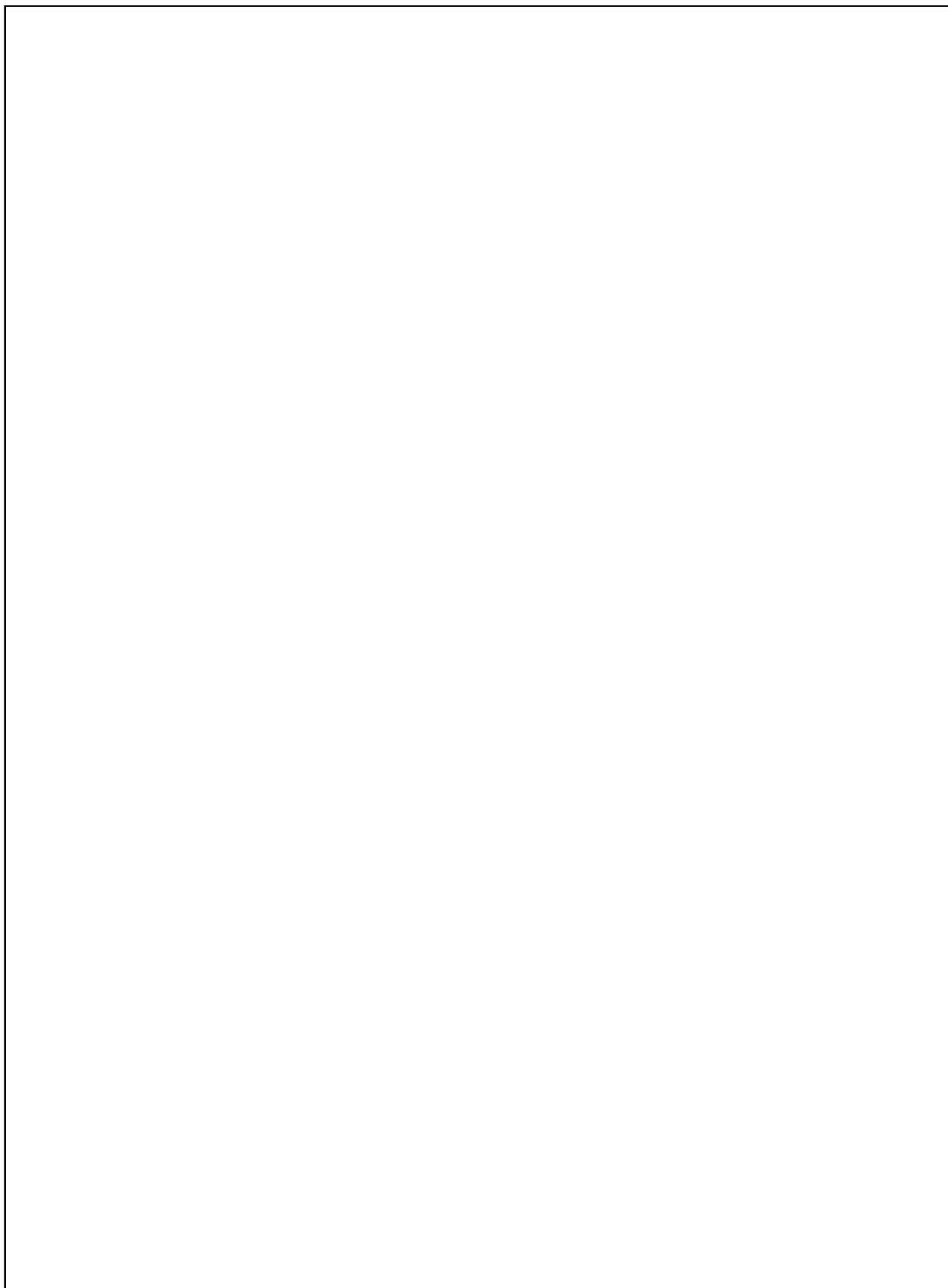
(注1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人の場合は法人名と代表者名及び連絡先、個人の場合は氏名及び連絡先を記載してください。

(注2) 事務代行者は、代表提案者になることはできません。

(注3) 事務代行者がいる場合は、法人名または氏名を記載してください。

フェイスシート

※事業登録時の確認画面を印刷して、下記の実線の枠内に添付して下さい。



補助事業の実施体制

※提案者以外の作業協力者がいる場合に本様式 2-2 を添付して下さい。
 (作業協力者がいない場合、未定の場合は提出不要です)

※省エネ改修工事における役割、エネルギー計測・管理における役割がわかるように、
 各者の役割も明記して下さい。

事業名			
作業 協力者	設計者		
	施工者		
	リース事業者		
	ESCO事業者		
	建材メーカー		
	機器メーカー		
	商社		
	エネルギー事業者		
	その他		

補助事業の実施場所の概要

※応募する建物が1棟のみの場合は提出の必要はありません。

事業名								
提案建物数		棟						
建物1	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物2	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物3	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物4	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物5	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物6	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物7	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		
建物8	建物名							
	所在地	都道府県			市区町村			
	建築概要	延床面積	m ²	階数	地上	階	地下	階
	建物用途 (選択)	<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 物販店	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> その他()		

注) 記入欄が不足する場合は、適宜、コピーして使用して下さい。

提案事業の概要（省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理等）

事業名								
事業全体の概要	改修工事	現地着工：平成	年	月	～	完了：平成	年	月
	計測工事	現地着工：平成	年	月	～	完了：平成	年	月
	ハリリ工事	現地着工：平成	年	月	～	完了：平成	年	月
	設計者				施工者			
	事業費	千円			補助申請額	千円		
	建物全体に対する省エネ率	%			※複数棟での提案時は、建物ごとに様式3-3又は様式3-4へ記載すること			
提案事業の特徴	<p><省エネ改修のアピール点></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>提案する省エネ改修の特徴や アピール点を箇条書きで簡潔に記載してください</p> </div>							
	<p><エネルギー計測・管理の目的、アピール点></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>提案するエネルギー計測や管理の目的、 管理上のアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください</p> </div>							
省エネ改修 及び エネルギー 計測・管理 の内容	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><u>複数棟を提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について、建物ごとに記載して下さい。</u></p> <p><省エネルギー改修工事の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、改修する部位、設備を図示し、改修範囲や仕様、システム等の概要を吹き出し等で記入してください。 ・様式3-2等に記載する躯体改修割合の算定根拠として立面4面及び平面（屋根伏）に改修箇所、面積等を図示したもの（A4サイズ又はA3サイズ）を別添資料1として添付して下さい。なお、具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。 ・日射調整フィルムを採用する場合、施工箇所の方角、範囲を明示してください。 <p><エネルギー計測・管理の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建物ごと」に、エネルギー使用量の計測・管理の内容を記載してください。 ・省エネルギー設備の導入効果や、設備毎のエネルギー使用量の把握など、建物全体におけるエネルギー使用量の管理等に貢献する取組を目的に、エネルギー計測・管理に関する提案内容を記載して下さい。 ・エネルギー計測方法を確認するため、必要に応じて単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの（A4サイズ又はA3サイズ）を別添資料2として添付してください。 </div>							

改修割合の算定シート

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

- ※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成して下さい。
 ※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記して下さい。
 ※3 改修割合などの数値は、様式集の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、記載して下さい。

1. 躯体改修における改修割合の算定

- 注1) 改修対象の項目別面積及び改修項目別の全体面積の算定根拠として立面4面及び平面(屋根伏)に改修箇所、面積等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料1として添付して下さい。
 なお、具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。

(1) 躯体改修の改修割合 (□の部分は該当するものを■で選択して下さい)

改修項目	項目別の改修面積(m ²) [a]	項目別の全体面積(m ²) [b]	項目別の改修割合(%) [c]=[a÷b×100]
<input type="checkbox"/> 開口部			
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁※1			
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽			
<input type="checkbox"/> その他			
改修面積 合計 [A]			※2

- ※1 「屋根・外壁」の改修をする場合、内訳を下記に記載して下さい。
 (窓等の「開口部」の面積は除いて算定して下さい)

- ※2 各改修項目の「項目別の改修割合」を合計して下さい。

改修項目	項目別の改修面積(m ²)	項目別の全体面積(m ²)
屋根		
外壁		

(2) 外皮面積に占める改修割合

改修面積 合計(m ²) [A]	建物全体の外皮面積(m ²) [B]	建物外皮面積に占める改修割合(%) [C]=[A÷B×100]

- ※ 建物全体の外皮面積は、「屋根面積+建物外周長さ×建物高さ(軒下)」による計算でも可とします。
 計算根拠を別添資料1に記載して、添付して下さい。

2. 設備改修における改修割合の算定

(1) 建物用途

- 注2) 様式3-4の別添資料「別表1 建物用途区分」を参考に主要な用途をいずれか一つ■で選択して下さい。

事務所 学校 物販店 飲食店 集会所 病院 ホテル その他

(2) 設備改修の改修割合

- 注3) 改修前エネルギー消費割合は、様式3-4の別添資料「記入上の留意点②」を参照の上、記載して下さい。

- 注4) 設備別の改修割合は、その計算根拠を「様式3-5」に必ず記載して下さい。

改修項目		改修前エネルギー消費割合(%) [d]	設備別の改修割合(%) [e]	建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合(%) [f]=[d×e÷100]
<input type="checkbox"/>	空調設備	熱源設備		
		搬送設備		
		二次側設備		
<input type="checkbox"/>	換気設備	換気ファン		
<input type="checkbox"/>	照明設備	照明器具		
<input type="checkbox"/>	給湯設備	熱源設備		
		搬送設備		
<input type="checkbox"/>	昇降設備	昇降機		
<input type="checkbox"/>	その他	()		
<input type="checkbox"/>		()		
<input type="checkbox"/>		()		
<input type="checkbox"/>		()		
建物全体のエネルギー消費量に対する改修割合 合計 (%)				

省エネ効果の計算シート

建物名		○棟目／計○棟
-----	--	---------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体) ※計測期間: 平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) [a]	一次エネルギー換算値 [b] (単位)	一次エネルギー消費量 [c]=[a×b]
電力	()	()	GJ/年
都市ガス	()	()	GJ/年
プロパンガス	()	()	GJ/年
重油	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※「平成22年1月～改修工事着工」までの間の連続した1年間としてください(募集要領3.3.4「実績の報告」と同時期)。

注1) 一次エネルギー換算値は、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)」における熱量換算値(別表第6)に準じてください。また、同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

注2) 省エネ量の計算根拠を様式3-5に記載してください。

(1) 躯体改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 開口部		GJ/年
<input type="checkbox"/> 屋根・外壁		GJ/年
<input type="checkbox"/> 日射遮蔽		GJ/年
<input type="checkbox"/> その他		GJ/年
小計[B]		GJ/年

(2) 設備改修工事 (□の部分は該当するものを■で選択してください)

改修項目	主たる改修内容	省エネ量
<input type="checkbox"/> 空調設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 搬送設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 二次側設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 換気ファン	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 照明設備	<input type="checkbox"/> 照明器具	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 給湯設備	<input type="checkbox"/> 熱源設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 搬送設備	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> 昇降設備	<input type="checkbox"/> 昇降機	GJ/年
	<input type="checkbox"/> 自動制御	GJ/年
<input type="checkbox"/> その他 (太陽光発電を除く)		GJ/年
		GJ/年
		GJ/年
		GJ/年
小計[C]		GJ/年

省エネ量合計 [D]=小計[B]+小計[C]	GJ/年
建物全体に対する省エネ率 [D]÷[A]×100 (小数点第1位まで記載)	%

省エネ効果の計算シート <簡易計算用>

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

※1 建物ごとに1枚の計算シートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

※3 簡易計算にあたっては、次ページ別添資料の「記入上の留意点」をよく読んで、数値等を記入してください。

1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)

※計測期間: 平成〇〇年〇〇月~平成〇〇年〇〇月

種類	年間使用量(単位) [a]	一次エネルギー換算値 (単位) [b]	一次エネルギー消費量 [c]=[a×b]
電力	()	()	GJ/年
都市ガス	()	()	GJ/年
プロパンガス	()	()	GJ/年
重油	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
	()	()	GJ/年
改修前エネルギー消費量 合計 [A]			GJ/年

※「平成22年1月~改修工事着工」までの間の連続した1年間としてください(募集要領3.3.4「実績の報告」と同時期)。

注1) 一次エネルギー換算値は、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)」における熱量換算値(別表第6)に準じてください。また、同表に記載されていないものは、組成等の実況による数値を使用してください。

2. 改修工事内容別の省エネ効果

(1) 躯体改修工事 ※「項目別の改修割合」の欄は様式3-2[c]と同じ数値を記載してください。

建物規模 (いずれか一つを 選択)	改修項目 (該当するものを選択)		見なし 省エネ率 (%) [d]	項目別の 改修割合 (%) [e]	建物全体 省エネ率(%) [d×e÷100]
□ 大規模 (延床面積 5000㎡以上)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	3		
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	2		
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	1		
	□ その他	内容:			
□ 中小規模 (延床面積 5000㎡未満)	□ 開口部	断熱性能を強化(複層ガラス等)	15		
	□ 屋根・外壁	断熱性能の強化	12		
	□ 日射遮蔽	庇やルーバーの設置	4		
	□ その他	内容:			
				小計 [B]	

注) 表中の項目に該当しないものは、その他の欄を使用し、根拠を「様式3-4」に記載してください

(2) 設備改修工事 ※「設備別の改修割合」の欄は様式3-2[e]と同じ数値を記載してください。

建物用途 (主要な用途をい ずれか一つ選択)	改修項目 (該当するものを選択)		改修前エネ ルギー消費割合 (%) [f]	分類別 省エネ率 (%) [g]	設備別の 改修割合 (%) [h]	建物全体 省エネ率(%) [f×g× h÷10000]
□ 事務所	□ 空調設備	熱源設備				
		搬送設備				
		二次側機器				
□ 学校	□ 換気設備	自動制御				
		換気ファン				
□ 物販店	□ 照明設備	自動制御				
		照明器具				
□ 飲食店	□ 給湯設備	熱源設備				
		搬送設備				
□ 集会所	□ 昇降設備	自動制御				
		昇降機				
□ 病院	□ 昇降設備	自動制御				
		昇降機				
□ ホテル	□ その他 (太陽光発電を 除く)	()				
		()				
		()				
		()				
					小計 [C]	

(3) 建物全体の省エネ率合計 (%) (小数点第1位まで記載)

[D]=小計[B]+小計[C]

(4) 建物全体の省エネ量の合計 (GJ)

改修前エネルギー消費量合計[A]×省エネ率[D]

別添資料

(記入上の留意点)

- ① 改修割合は、部位や設備ごとに、それぞれの建物全体に対する改修部分の割合(合計面積や合計容量に対する改修部分の割合など)を記載して下さい。
(※躯体改修の項目別の改修割合については別添資料1にその計算根拠を、設備改修の設備別の改修割合については「様式3-5」にその計算根拠を記載して下さい)
- ② 設備改修工事の改修前エネルギー消費割合は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載して下さい。
(※実態の割合を推計することが困難な場合は、別表2から該当する建物用途の数値と見なすことも可)
- ③ 設備改修工事の分類別省エネ率は、該当欄に数値を記載し、根拠を「様式3-5」に記載して下さい。
- ④ 設備改修工事のうち、自動制御に関する省エネ率は、改修項目別に建物全体に対する割合を記載して下さい。
- ⑤ 建築物の全体の省エネ・省CO2に寄与する設備(太陽光発電を除く)に関しては、その他の欄に記入して下さい。
その効果については、建築物の一次エネルギー消費量の削減量を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載して下さい。
- ⑥ 日射調整フィルムについては、その他の欄に記入して下さい。その効果については、建築物の空調用一次エネルギー消費量の削減寄与率を試算し、その数値を「建物全体省エネ率」に記載して下さい。
- ⑦ 見なし省エネ率の設定がないもので、詳細な省エネ計算の根拠を添付しない場合、当該工事による効果を「0.1%」と見なすことができるものとします。その場合、「建物全体省エネ率」の欄に「0.1」と記載して下さい。

別表1 建物用途区分

用途区分	施設の例示
事務所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など
学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
物販店	百貨店、マーケットなど
飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など
集会所	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
病院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
ホテル	ホテル、旅館など
その他	上記用途区分以外

別表2 建物用途別のエネルギー消費割合 [%]

大分類	中分類	事務所	学校	物販店・飲食店・集会所	病院	ホテル
空調設備	熱源設備	35	28	28	21	32
	搬送設備	5	4	4	3	5
	二次側設備	10	8	8	6	8
換気設備		5	10	10	10	5
照明設備		20	25	25	10	10
給湯設備	熱源設備	-	-	9	36	27
	搬送設備	-	-	1	4	3
昇降設備		3	-	5	5	3
その他		22	25	10	5	7
合計		100	100	100	100	100

省エネ効果等の計算根拠

事業名	
<設備別の改修割合の計算根拠>	
<省エネ効果の計算根拠> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="247 705 470 734"><記入上の留意点></p> <p data-bbox="247 766 1348 795">①様式3-2、及び様式3-3又は様式3-4に記載する「設備別の改修割合」の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 824 1157 853">②様式3-3または3-4の分類ごとに、省エネ量・省エネ率の計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 882 1332 965">③計算根拠は、改修前と改修後の仕様等の変更内容がわかるように明記し、電卓等の手計算で計算過程を追えるように記載してください。 (計算結果のみの記載は不可)</p> <p data-bbox="247 994 1332 1137">④効果の算定にあたっては、経年劣化等は考慮せず、改修前と改修後の機器効率等は定格値を用いて効果を計算してください。なお、建物における設備機器の使用実態をふまえて定格値以外の部分負荷時の効率、年間を通して運転時間等に合わせた効率による比較も可とします。ただし、部分負荷時の効率を用いて効果を算定する場合は、部分負荷を採用する合理的な前提条件を必ず明記するとともに、改修前と改修後の算定方法は必ず同等程度の基準を使用としてください。</p> <p data-bbox="247 1167 1332 1256">⑤躯体改修について、省エネ量の計算が困難な場合は、「様式3-4」の「簡易計算」による数値を見なし省エネ率として参照することが可能です。 この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記してください。</p> <p data-bbox="247 1285 1332 1375">⑥設備改修について、分類ごとのエネルギー消費量を推定することが困難な場合は、「様式3-4」のエネルギー消費割合の数値を参照することが可能です。この場合、「様式3-4」の数値を参照している旨を明記してください。</p> <p data-bbox="247 1404 917 1433">⑦複数棟を提案する場合、建物ごとに計算根拠を記載してください。</p> <p data-bbox="247 1462 1332 1523">⑧日射調整フィルムを採用する場合、様式3-5に省エネ率の計算根拠を記載し、シミュレーション結果等が確認できる結果を添付してください。</p> <p data-bbox="247 1552 1332 1608">⑨省エネ改修を実施する設備の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備の主な仕様を記載した一覧表を別添資料として機器一覧表の記入例を参考に提示してください。(参考例を使用しても可)。</p> <p data-bbox="247 1637 1045 1666">⑩太陽光発電設備導入に伴う発電量を、省エネ量に加算することはできません。</p> </div>	

エネルギー計測・管理の内容

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

※1 建物ごとに1枚のシートを作成してください。

※2 複数棟を提案する場合、全提案のうち何棟目の計算シートかを上記に明記してください。

1. エネルギー計測の概要 (□の部分は該当する計測内容を■で選択してください)

注1) 設備の分類はP35別表2に示す大分類と中分類のうち、計測を行う設備を記載してください。

注2) その他特記すべき管理上の取組みについて、「2. エネルギー計測・管理の詳細」に必ずその内容を記載してください。

計測項目		改修前データの計測		計測データ種別				特記すべき 管理上の取組み	
				改修設備		改修しない設備			
大分類	中分類	なし	あり	月別	時間別	月別	時間別	なし	あり
	建物全体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空調 設備	熱源 設備	(電力)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(ガス)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(油)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	搬送設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	二次側設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	換気設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
照明 設備	照明用電力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	電灯系統電力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
給湯 設備	熱源 設備	(電力)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(ガス)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(油)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	搬送設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	昇降設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. エネルギー計測・管理の詳細

①エネルギー計測の方法(計測点、データ記録方法、管理上の取り扱い等)を具体的に記載してください。

②エネルギー計測方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図、設備系統図等に、計測点及びデータ記録方法等を図示したもの(A4サイズ又はA3サイズ)を別添資料2として添付してください。

③エネルギー計測データの活用方法について、主な活用方法を記載してください。

④複数棟をまとめて提案する場合は、必要に応じて、コピーし、全建物について記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、 $a \sim d$ 、 d' は様式4-2、①、③、④は様式4-3の数値を記載してください。

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	合計	$A = d + ③ + ④$			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	$I = a' + c$		
		設備費	$U = b$		
		合計	$E = d' = I + U$		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③、または $d \times 10\%$ 以内のいずれか低い額(但し、 $d \times 10\%$ が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	$K = O \times ① / ③$	
	設備費		$Q = O - K$		
(3)省エネルギー性能の表示	④				
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	$K = (I + K) \times 1 / 3$ (切り捨て)		
		設備費	$Q = (U + Q) \times 1 / 3$ (切り捨て)		
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	$C = ④ \times 1 / 3$			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	サ		
		設備費	シ:ケ、または25百万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	コ		
		合計	$S = サ + シ + コ$		
	(2)附帯事務費	$セ = S \times 2.2\%$ 以内 (切り捨て)			
	(3)補助申請額	ソ:「 $S + セ$ 」、または50百万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、a～d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3、9. は様式4-4の数値を記載してください

区分		項目		金額 (単位:千円)	
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	(4)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+④+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ: ③、またはd×10%以内のいずれか低い額(但し、d×10%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オーカ	
	(3)省エネルギー性能の表示	ク=④			
	(4)バリアフリー改修工事	ケ=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金額	工事費	コ=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
			設備費	サ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
小計			シ=コ+サ		
省エネルギー性能の表示			ス=ク×1/3(切り捨て)		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		セ=ケ×1/3(切り捨て)			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	コ		
		設備費	ソ: サ、または250万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	ス		
		附帯事務費	タ=(コ+ソ+ス)×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	チ=コ+ソ+ス+タ		
	(2)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	工事費	ツ=セ		
		附帯事務費	テ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ト=ツ+テ		
	(3)補助申請額	建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ナ: チ、または500万円のいずれか低い額		
		バリアフリー改修工事	ニ: ト、または250万円のいずれか低い額。ただし、「ナ」の金額以下であること		
		合計	ヌ=ナ+ニ		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修に係る建設工事等に係る事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
1. 躯体改修工事(部位別に記載)					
〇〇工事					
〇〇工事					
〇〇工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 b					
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 c					
4. 省エネ改修における建設工事等に係る事業費 合計 $d=a+b+c$					
5. 省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費 合計 $d'=a'+b+c$					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計 a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計 a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムをを採用しない場合は、「小計 a」と同額を記載してください。

エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
〇〇工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

項目	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
9. 省エネルギー性能の表示に係る費用					
〇〇申請費用					
〇〇表示費用					
小計 ④					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳

1. バリアフリー改修工事の工事内容および事業費の内訳

- ※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に□を■としてチェックをしてください。また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。
- 様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。
- ※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位		工事有	工事箇所数	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口		<input type="checkbox"/>	カ所		
II) 廊下等		<input type="checkbox"/>	カ所		
III) 階段		<input type="checkbox"/>	カ所		
IV) 傾斜路(スロープ)		<input type="checkbox"/>	カ所		
V) エレベーター(Ⅵ)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー		<input type="checkbox"/>	カ所		
Ⅵ) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
Ⅶ) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
Ⅶ) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額(1)
(バリアフリー改修工事無し)

項目の計算式のうち、b~d、d'、③、④、オ、カ、キ、ク、ケ、ソは様式4-1(建物毎)の数値を記載してください。

区分	項目			金額 (単位:千円)		
1. 事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	建物1:	d			
		建物2:	d			
		建物3:	d			
		全体	Σd			
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:	③			
		建物2:	③			
		建物3:	③			
		全体	$\Sigma ③$			
	(3)省エネルギー性能の表示	建物1:	④			
		建物2:	④			
		建物3:	④			
		全体	$\Sigma ④$			
	合計	$A = \Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma ④$				
2. 補助対象事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	建物1:	$I = a' + c$		
			建物2:	$I = a' + c$		
			建物3:	$I = a' + c$		
			全体	ΣI		
	設備費	建物1:	ウ=b			
		建物2:	ウ=b			
		建物3:	ウ=b			
		全体	$\Sigma ウ$			
	全体	$E = d' = \Sigma I + \Sigma ウ$				
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:	オ			
		建物2:	オ			
		建物3:	オ			
		全体	$\Sigma オ$			
		内訳	工事費	建物1:	カ	
				建物2:	カ	
				建物3:	カ	
				全体	$\Sigma カ$	
	設備費	建物1:	キ			
		建物2:	キ			
		建物3:	キ			
全体		$\Sigma キ$				
(3)省エネルギー性能の表示	建物1:	④				
	建物2:	④				
	建物3:	④				
	全体	$\Sigma ④$				

事業計画及び補助申請額(2)
(バリアフリー改修工事無し)

3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物2:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
		建物3:	工事費	ク	
			設備費	ケ	
	全体	工事費	Σク		
		設備費	Σケ		
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	建物1:	コ		
		建物2:	コ		
建物3:		コ			
全体		Σコ			
4. 補助申請額	建物1:	ソ			
	建物2:	ソ			
	建物3:	ソ			
	合計	Σソ、または50百万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、
下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1. 事業費の合計「ア」、4. 補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事無し)

建物名		〇棟目/計〇棟
-----	--	---------

項目の計算式のうち、 $a \sim d$ 、 a' 、 d' は様式4-2、①、③、④は様式4-3の数値を記載してください。

区分	項目		金額 (単位:千円)		
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	合計	$A = d + ③ + ④$			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	$I = a' + c$		
		設備費	$U = b$		
		合計	$E = d' = I + U$		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ:③、または $d \times 10\%$ 以内のいずれか低い額(但し、 $d \times 10\%$ が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	$K = O \times ① / ③$	
			設備費	$K_i = O - K$	
(3)省エネルギー性能の表示	④				
3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	工事費	$K = (I + K_i) \times 1 / 3$ (切り捨て)		
		設備費	$K_e = (U + K_i) \times 1 / 3$ (切り捨て)		
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	$K_o = ④ \times 1 / 3$			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助金の額	工事費	サ		
		設備費	シ: K_e 、または250万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	コ		
		合計	$S = Sa + Sh + Co$		
	(2)附帯事務費	$Se = S \times 2.2\%$ 以内(切り捨て)			
	(3)補助申請額	ソ:「 $S + Se$ 」、または500万円のいずれか低い額			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「A」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額(1)
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

項目の計算式のうち、b~d、a'、③、④、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、ナ、ニは様式4-1(建物毎)より、9.は様式4-4の数値を記載してください。

区分		項目			金額 (単位:千円)		
1. 事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	建物1:		d			
		建物2:		d			
		建物3:		d			
		全体		Σd			
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		③			
		建物2:		③			
		建物3:		③			
		全体		$\Sigma ③$			
	(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④			
		建物2:		④			
		建物3:		④			
		全体		$\Sigma ④$			
	(4)バリアフリー改修工事	建物1:		9.			
		建物2:		9.			
		建物3:		9.			
		全体		$\Sigma 9.$			
合計	ア = $\Sigma d + \Sigma ③ + \Sigma ④ + \Sigma 9.$						
2. 補助対象事業費 ※建物ごとに記載 (必要に応じて欄を増やしてください)	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	建物1:		$イ = a' + c$		
			建物2:		$イ = a' + c$		
			建物3:		$イ = a' + c$		
			小計		$\Sigma イ$		
		設備費	建物1:		ウ = b		
			建物2:		ウ = b		
			建物3:		ウ = b		
			小計		$\Sigma ウ$		
	全体	エ = $d' = \Sigma イ + \Sigma ウ$					
	(2)エネルギー使用量の計測等	建物1:		オ			
		建物2:		オ			
		建物3:		オ			
		全体		$\Sigma オ$			
		内訳	工事費	建物1:		カ	
				建物2:		カ	
				建物3:		カ	
				小計		$\Sigma カ$	
	設備費	建物1:		キ			
		建物2:		キ			
		建物3:		キ			
小計			$\Sigma キ$				
(3)省エネルギー性能の表示	建物1:		④				
	建物2:		④				
	建物3:		④				
	全体		$\Sigma ④$				
(4)バリアフリー改修工事	建物1:		ク = 9.				
	建物2:		ク = 9.				
	建物3:		ク = 9.				
	全体		$\Sigma ク$				

事業計画及び補助申請額(2)
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等及びエネルギー使用量の計測等に係る補助額	建物1:	工事費	ケ		
			設備費	コ		
		建物2:	工事費	ケ		
			設備費	コ		
		建物3:	工事費	ケ		
			設備費	コ		
		全体	工事費	Σケ		
			設備費	Σケ		
	(2)省エネルギー性能の表示に係る補助額	建物1:	サ			
		建物2:	サ			
		建物3:	サ			
		全体	Σサ			
	(3)バリアフリー改修工事	建物1:	シ			
		建物2:	シ			
		建物3:	シ			
全体		Σシ				
4. 補助申請額	(3)補助申請額	建設工事等及びエネルギー計測等	ス:「Σナ」、または50百万円のいずれか低い額			
		バリアフリー改修工事	セ:「Σニ」、または25百万円のいずれか低い額。ただし、「ス」の金額以下であること			
		合計	ス+セ			

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、

下記に事業名と本事業との区分けを明記してください。

--	--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

事業計画及び補助申請額
(バリアフリー改修工事を実施する場合)

建物名		〇棟目/計〇棟
-----	--	---------

項目の計算式のうち、a~d、d'は様式4-2、①、③、④は様式4-3、9.は様式4-4の数値を記載してください。

区分	項目		金額 (単位:千円)		
1. 事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	d			
	(2)エネルギー使用量の計測等	③			
	(3)省エネルギー性能の表示	④			
	(3)バリアフリー改修工事	9.			
	合計	ア=d+③+④+9.			
2. 補助対象事業費	(1)省エネ改修における建設工事等	工事費	イ=a'+c		
		設備費	ウ=b		
		小計	エ=d'=イ+ウ		
	(2)エネルギー使用量の計測等	オ: ③、またはd×10%以内のいずれか低い額(但し、d×10%が100万円以内の場合は③とすることも可)			
		内訳	工事費	カ=オ×①/③	
			設備費	キ=オ-カ	
	(3)省エネルギー性能の表示	ク=④			
	(3)バリアフリー改修工事	ケ=9.			
	3. 補助額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助額	工事費	コ=(イ+カ)×1/3(切り捨て)	
			設備費	サ=(ウ+キ)×1/3(切り捨て)	
小計			シ=コ+サ		
省エネルギー性能の表示			ス=ク×1/3(切り捨て)		
(2)バリアフリー改修工事に係る補助額		セ=ケ×1/3			
4. 補助申請額	(1)省エネ改修における建設工事等、エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示に係る補助金の額	工事費	コ		
		設備費	ソ: サ、または250万円のいずれか低い額		
		省エネルギー性能の表示	ス		
		附帯事務費	タ=(コ+ソ+ス)×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	チ=コ+ソ+ス+タ		
	(2)バリアフリー改修工事に係る補助金の額	工事費	ツ=セ		
		附帯事務費	テ=セ×2.2%以内(切り捨て)		
		小計	ト=ツ+テ		
	(3)補助申請額	建設工事等、エネルギー計測等及び省エネルギー性能の表示	ナ:チ、または500万円のいずれか低い額		
		バリアフリー改修工事	ニ:ト、または250万円のいずれか低い額。ただし、「ナ」の金額以下であること		
		合計	ヌ=ナ+ニ		

■他の補助金の有無

本事業以外に、国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定がある場合、下記に事業名と本事業との区別を明記してください。

--

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

注3) 1.事業費の合計「ア」、4.補助申請額の「(3)補助申請額」を「様式3-1」の該当欄に記載してください。

省エネ改修における建設工事等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

		建物名		〇棟目/計〇棟	
項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
1. 躯体改修工事(部位別に記載)					
〇〇工事					
〇〇工事					
〇〇工事					
小計 a 注6)					
小計 a' 注7)					
2. 設備改修工事(本体機器費:機器別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 b					
3. 設備改修工事(附帯工事費:設備別・工事別に記載)					
〇〇設備					
△△					
△△					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 c					
4. 建設工事等に係る事業費 合計 d=a+b+c					
5. 建設工事等に係る補助対象事業費 合計 d'=a'+b+c					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、省エネ改修工事の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

注5) 日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を金額欄に記載してください。

なお、備考欄には当該工事費を1/2した金額を記載してください。

注6) 「小計 a」は、金額欄の合計額を記載してください。

注7) 「小計 a'」は、日射調整フィルムを採用する場合、当該工事費を1/2とし、その他の工事費を合計した金額を記載してください。日射調整フィルムを採用しない場合は、「小計 a」と同額を記載してください。

複数棟用

(様式4-3)

エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能を証明等に係る補助対象事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

建物名		〇棟目／計〇棟
-----	--	---------

エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費の内訳

項目 (部位別・機器別)	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
6. 設置工事費(機器設置費等)					
〇〇工事					
△△					
△△					
小計 ①					
7. 設備費(計測機器費)					
〇〇設備					
△△					
△△					
小計 ②					
8. エネルギー使用量の計測等に係る事業費 合計 ③=①+②					

省エネルギー性能の表示に係る補助対象事業費の内訳

項目	仕様	数量	単位	金額 (単位:千円)	備考
9. 省エネルギー性能の表示に係る費用					
〇〇申請費用					
〇〇表示費用					
小計 ④					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 適宜、工事種別に項目を立てて記載してください。記入欄は必要に応じて増やしてください。

注3) 仕様欄には、計測機器の性能等、規模がわかる内容を記載してください。

注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳

※建物ごとに作成してください。

建物名		○棟目/計○棟
-----	--	---------

1. バリアフリー改修工事の工事内容および事業費の内訳

※1 様式1の提案申請書でバリアフリー改修工事を「実施する」にチェックされた場合は、本様式に沿って工事種別、施工部位の当該部分に□を■としてチェックをしてください。また、併せて当該工事の工事箇所数およびその工事費を記入してください。

様式1で「実施しない」にチェックされた場合は、本様式の提出は必要ありません。

※2 バリアフリー改修工事を実施する工事場所が分かる図面を別添資料1として提出してください。

施工部位		工事有	工事箇所数	金額 (単位:千円)	備考
I) 出入口		<input type="checkbox"/>	カ所		
II) 廊下等		<input type="checkbox"/>	カ所		
III) 階段		<input type="checkbox"/>	カ所		
IV) 傾斜路(スロープ)		<input type="checkbox"/>	カ所		
V) エレベーター(VI)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビー		<input type="checkbox"/>	カ所		
VI) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター		<input type="checkbox"/>	カ所		
VII) 便所	車いす使用者用便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	水洗器具を設けた便房	<input type="checkbox"/>	カ所		
	男子用小便器	<input type="checkbox"/>	カ所		
9. バリアフリー改修工事に係る事業費 合計					

注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

注2) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記載してください。

建物名		〇棟目／計〇棟
-----	--	---------

日射調整フィルムに関する添付資料

1. 採用予定の製品名(メーカー名及び製品名・型番は必ず記載して下さい)

メーカー		製品名・ 型番	
国内実績	(過去3年間の平均の施工建物件数)		件／年

2. フィルム性能

	耐候性試験前	耐候性試験後
遮蔽係数		
熱貫流率	W/m ² ・K	
可視光線透過率	%	

注1) 遮蔽係数、熱貫流率、可視光線透過率及び耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759によること

3. 提案建物における年間冷暖房負荷の増減量

	冷房負荷	暖房負荷
改修前(a)	MJ/年	MJ/年
改修後(b)	MJ/年	MJ/年
増減量 (a-b)	MJ/年	MJ/年

注1) フィルムを貼付することにより改修前に比べて冷房負荷および暖房負荷が増減する場合は、必ず計算結果を記入してください。なお、フィルムを貼付することにより改修後の熱負荷が低減されていることを確認ください。また、審査に当たり、必要に応じて算出根拠の提出を求めることがあります。

4. 建築主等におけるフィルム施工に係る留意点の確認状況

※建築主等が説明を受け、内容を了解している項目について、□を■としてチェックしてください。

※下記の点を確認のうえ、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載し、代表印を捺印してください。

<input type="checkbox"/>	JIS A5759(建築窓ガラス用フィルム)に規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果を確認している。
<input type="checkbox"/>	熱割れ計算等によって、工事箇所の熱割れの可能性が低いことを確認している。
<input type="checkbox"/>	将来、フィルムを貼り替える必要が生じる可能性があることを承知している。
<input type="checkbox"/>	専門の技能を有する者(建築フィルム1・2級技能士等)の施工が必要であることを承知している。
<input type="checkbox"/>	電波障害が生じる可能性がある製品があるなど、フィルムの特性を承知している。

注1) 審査に当たり、必要に応じて日射調整フィルムがJISで規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、施工者がフィルム技能士であることを示す書類の提出を求めることがあります。

注2) 建築フィルム1・2級技能士とは、ガラス用フィルム施工に関する技能検定(指定試験機関 日本ウインドウ・フィルム工業会)の合格者を指します。

注3) 応募時点で施工者は未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に技能者による施工であることを示す書類を提出していただきます。

なお、これに反する場合は採択の取り消しとなることがありますので、ご留意下さい。

建築主等		印
------	--	---

応募書類のチェック表

■ 提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主等であるか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	フェイスシート	事業登録時の確認画面を添付しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	補助事業の実施体制	提案者以外の作業協力者(改修工事、計測・管理の役割)が決まっている場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-3	補助事業の実施場所の概要(複数棟)	提案建物数毎の実施場所の概要を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	提案事業の概要	複数年度の事業の場合、平成29年2月までの完了となっているか	<input type="checkbox"/>
様式3-2	改修割合の算定シート	改修割合が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-3	省エネ効果の計算シート	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-4	省エネ効果の計算シート<簡易計算用>	改修工事内容別の省エネ効果が適切に算定及び記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-5	省エネ効果等の計算根拠	省エネ効果の計算根拠を記入上の留意点に沿って記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式3-6	エネルギー計測・管理の概要	エネルギー計測する項目が選択されているか	<input type="checkbox"/>
		エネルギーの計測・管理に関する提案内容が記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1	事業計画及び補助申請額	計測等に係る補助対象事業費が建設工事等に係る事業費の10%以内となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請額(建設工事等とエネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能の表示の場合)が附帯事務費を含め5,000万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事を行う場合、補助申請額が附帯事務費を含め2,500万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		バリアフリー改修工事の補助申請額が、省エネ改修における建設工事等とエネルギー使用量の計測等を合計した補助申請額以下となっているか	<input type="checkbox"/>
様式4-2	省エネ改修における建設工事等に係る事業費の内訳	日射調整フィルムを提案する場合、当該工事費を金額の欄、1/2とした工事費を備考欄に記載しているか	<input type="checkbox"/>
		補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	エネルギー使用量の計測等及び省エネルギー性能を証明等に係る補	補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式4-4	バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	バリアフリー改修工事の工事場所が正しくチェックされているか	<input type="checkbox"/>
		各施工部位の工事箇所数及びその金額が正しく計上されているか	<input type="checkbox"/>
別添様式1	日射調整フィルムに係る添付資料	メーカー、製品名・型番を記載しているか	<input type="checkbox"/>
		建築主等の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
別添様式2	一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書	所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示をすることを確約した上で補助申請しているか	<input type="checkbox"/>
		代表提案者の署名及び捺印がされているか	<input type="checkbox"/>
別添資料1	改修対象範囲等を明示した図面類	躯体の改修割合の算定根拠やバリアフリー改修工事を実施する場合の工事場所を図面(A3又はA4サイズ)等に明示しているか	<input type="checkbox"/>
別添資料2	エネルギー使用量等の計測範囲・方法を明示した図面類	計測範囲や計測方法を図面(A3又はA4サイズ)に明示しているか	<input type="checkbox"/>

■耐震改修促進法に基づくチェック項目

項目	チェック項目	確認
①	提案する建築物が、耐震改修促進法に定められている建築物の対象であるか？ 対象建物である場合は口を■としてチェック	<input type="checkbox"/>
②	上記で■チェックをした場合、建築主は平成27年12月末までに、耐震診断を行うことを了解した上で提案する。 了解した場合は口を■としてチェック	<input type="checkbox"/>
③	本補助を受け改修を行った建築物を償却期間内に建て替える等を行った場合、所管行政庁等の指導によるものであっても本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還があり得ることを了解した上で提案する。 了解した場合は口を■としてチェック	<input type="checkbox"/>

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表		空調設備・熱源設備																
改修前設備																		
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)								台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考
			能力		電力		燃料		電力消費量			燃料消費量						
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房		冷房	暖房	冷房	暖房			
			kw	kw	kw	kw	m ³ /h kg/h	m ³ /h kg/h	台	kw		kw	kwh	kwh	m ³ , kg	m ³ , kg		
		(記入例)																
補助対象 外設備	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***			
	×××	○○ヒートポンプチャラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***					
	×××	△△ポンプ			***				*			***						
	×××	○○冷却塔			***				*			***						
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***	***	***			
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***	***	***			
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	**	
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	**	
			計							a	b	c	d	e	f			
補助対象 設備		(記入例)																
	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***			
	×××	○○ヒートポンプチャラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***					
	×××	△△ポンプ			***				*			***						
	×××	○○冷却塔			***				*			***						
			***	***	***	***			*	***	***	***	***	***	***			
	×××	○○ヒートポンプエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***	***	***			
	×××	○○ヒートポンプエアコン																
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	**	
	×××	△△ヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	**	
		計							g	h	i	j	k	l				
		V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。							熱量換算 MJ	g×3.6	h×3.6	i×V	j×V	k×V	l×V			
		機器効率を搬送設備、二次側設備を含めて算定する場合は、以降の「空調設備・搬送設備」、「空調設備・二次側設備」一覧表中の熱量換算値「f」、「k」を右欄の「s」、「t」に加算して算出して下さい。							合計	冷房	暖房	s = o+q	t = p+r					
		設備能力合計							効率 (一次エネルギー換算)	冷房	暖房	u = m/s	v = n/t					
		改修割合(設備能力比による場合)							冷房	暖房	w = a+g	x = b+h	y = g/w	z = h/x				

改修後設備																		
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)								台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)				備考
			能力		電力		燃料		電力消費量			燃料消費量						
			冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房		冷房	暖房	冷房	暖房			
			kw	kw	kw	kw	m ³ /h kg/h	m ³ /h kg/h	台	kw		kw	kwh	kwh	m ³ , kg	m ³ , kg		
		(記入例)																
補助対象 設備	×××	△△冷水発生機	***	***	**	**	***	***	*	***	***	**	**	***	***			
	×××	電動ヒートポンプチャラー	***	***	***	***			*	***	***	***	***					
	×××	冷却水ポンプ			***				*			***						
	×××	冷却塔			***				*			***						
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***	***	***			
	×××	空冷パッケージエアコン	***	***	***	***			*	***	***	***	***	***	***			
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	**	
	×××	ガスヒートポンプエアコン	***	***	**	**	**	**	*	***	***	**	**	**	**	**	**	
			計							g'	h'	i'	j'	k'	l'			
		V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。							熱量換算 MJ	g'×3.6	h'×3.6	i'×V	j'×V	k'×V	l'×V			
		機器効率を搬送設備、二次側設備を含めて算定する場合は、以降の「空調設備・搬送設備」、「空調設備・二次側設備」一覧表中の熱量換算値「f'」、「k'」を右欄の「s'」、「t'」に加算して算出して下さい。							合計	冷房	暖房	s' = o'+q'	t' = p'+r'					
		設備能力合計							効率 (一次エネルギー換算)	冷房	暖房	u' = m'/s'	v' = n'/t'					

機器一覧表 空調設備・搬送設備

改修前設備								
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)	台数 (b)	合計(a X b)		備考	
			能力 kw (a)		能力 kw	電力消費量 kwh		
補助対象 外設備		(記入例)						
	×××	△△ポンプ	***	*	***			
	×××	△△ポンプ	***	*	***			
	計				*	c		
補助対象 設備		(記入例)						
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	計					d		
<small>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。</small>				熱量換算 MJ	e	d × 3.6	d × V	f
設備能力合計					g = c+d			
改修割合(設備能力比による場合)					h = d/g			

改修後設備								
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)	台数 (b')	合計(a' X b')		備考	
			電力 kw (a')		能力 kw	電力消費量 kwh		
補助対象 設備		(記入例)						
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	×××	〇〇ポンプ	***	*	***			
	計					d'		
<small>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。</small>				熱量換算 MJ	e'	d' × 3.6	d' × V	f'

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 空調設備・二次側設備

改修前設備												
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)				台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力		電力			冷房	暖房	電力消費量		
			冷房	暖房	冷房	暖房				冷房	暖房	
			kw	kw	kw	kw		台	kw	kw	kwh	
		(記入例)										
	×××	天井カセット型△△	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	壁掛型△△	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
補助対象 外設備 未改修・改修予 定機器												
			計				*	a	b	c	d	
補助対象 設備		(記入例)										
		×××	天井カセット型○○	***	***	**	**	*	***	***	**	**
		×××	床置型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***
		×××	天吊型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***
			計					e	f	j	h	
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用してください。							熱量換算 MJ	e × 3.6 i	f × 3.6 j	j × V k	h × V l	
設備能力合計							冷房	m = a + e				
							暖房	n = b + f				
改修割合改修割合(設備能力比による場合)							冷房	o = e / m				
							暖房	p = f / n				

改修後設備												
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)				台数	能力合計		エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力		電力			冷房	暖房	電力消費量		
			冷房	暖房	冷房	暖房				冷房	暖房	
			kw	kw	kw	kw		台	kw	kw	kwh	
		(記入例)										
	×××	天井カセット型○○	***	***	**	**	*	***	***	**	**	
	×××	床置型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
	×××	天吊型○○	***	***	***	***	*	***	***	***	***	
補助対象 設備 改修予定機器												
			計					e'	f'	j'	h'	
V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用してください。							熱量換算 MJ	e' × 3.6 i'	f' × 3.6 j'	j' × V k'	h' × V l'	

機器一覧表
(記入例)

機器一覧表 給湯設備・熱源設備

改修前設備											
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考	
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量		
			kw	kw	m3/h kg/h			kw	kwh		m3, kg
		(記入例)									
補助対象 外設備	×××	△△ボイラー	***	*.*	***	*	***	*.*	***		
	×××	○○ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***			
	×××	△△ポンプ		***		*		***			
	×××	○○ポンプ		***		*		***			
未改修・改修予 定機器											
計						a	b	c			
補助対象 設備		(記入例)									
	×××	△△ボイラー	***	*.*	***	*	***	*.*	***		
	×××	○○ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***			
	×××	△△ポンプ		***		*		***			
改修予定 機器	×××	○○ポンプ		***		*		***			
	計						d	e	f		
	<small>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。</small>						熱量換算 MJ	$d \times 3.6$ g	$e \times V$ h	$f \times V$ i	
							合計		$j = h + i$		
設備能力合計						$l = a + d$					
改修割合(設備能力比による場合)						$m = d / l$					

改修後設備										
補助対象	機器番号	機器名称	機器仕様(1台当り)			台数	能力合計	エネルギー消費量(1時間当り)		備考
			能力	電力	燃料			電力消費量	燃料消費量	
			kw	kw	m3/h kg/h			kw	kwh	
		(記入例)								
補助対象 設備	×××	ガス温水ボイラー	***	*.*	***	*	***	*.*	***	
	×××	電動ヒートポンプ給湯機	***	***		*	***	***		
	×××	給水ポンプ		***		*		***		
	×××	温水ポンプ		***		*		***		
改修予定機器										
計						d'	e'	f'		
<small>V: 燃料別一次エネルギー換算値は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有の判断の基準(平成11年経済産業省・国土交通省第1号)」における熱量換算値(別表3)に準じて下さい。また、同表に記載されないものは、組成等の実況による数値を使用して下さい。</small>						熱量換算 MJ	$d' \times 3.6$ g'	$e' \times V$ h'	$f' \times V$ i'	
						合計		$j' = h' + i'$		
効率(一次エネルギー換算)						$k' = g' / j'$				